

特定非営利活動法人長崎県介護支援専門員連絡協議会の  
法人格について

○一般社団法人長崎県介護支援専門員協会の設立について

○特定非営利活動法人長崎県介護支援専門員連絡協議会から  
一般社団法人長崎県 介護支援専門員協会への寄付について

○特定非営利活動法人長崎県介護支援専門員連絡協議会から  
一般社団法人長崎県介護支援専門員協会への正会員及び賛助会員の移行について

## NPO法人と一般社団・財団法人との比較

(文責: カワサキ会計事務所 税理士 川崎 清廣)

	NPO法人	一般社団・財団法人
基本的考え方	市民参加に力点が置かれた法人。行政とは異なるパブリックの空間を作る。	法人格の取得と税の優遇を分ける。税の優遇のない簡易な非営利法人制度の創設。
設立時	認証主義（所轄庁が認証）。書類作成から登記まで3～4ヶ月。	準則主義（登記だけで設立）。書類作成から登記まで1ヶ月前後。
社員	10人以上。 入会に不当な条件を付さない。	2人以上（注1）
社員の議決権	1人1票。	原則1人1票。定款で定めれば変更可（注1）
役員	理事3人以上、監事1人以上。	理事1人以上、監事は置かなくても可（注2）
役員の親族制限	役員総数のうち親族等の占める割合が3分の1以下。	基本的にはなし。 公益認定を目指す場合は、理事総数のうち親族等の占める割合が3分の1以下。
役員の任期	2年以内。	理事2年以内。監事4年以内。
情報公開	事業報告書、会計報告書等を所轄庁に提出。事務所に備え置く。	なし。
基金制度	なし。	あり（注3）
収益目的の事業	本来事業に支障がない限り可。	制約なし。
法人税 法人住民税 法人事業税	収益事業課税	非営利性徹底法人（注4）、共益活動目的法人は収益事業課税、それ以外は全所得課税
法人住民税均等割	収益事業を行っておらず免税申請をすれば免税	自治体により異なる。非営利性徹底法人、共益活動目的法人で、収益事業を行わなくとも課税になる場合がある。
登録時費用	0円（代行手数料を除く）	約152,000円（オンライン申請をする場合には112,000円）
登記変更時費用	0円（代行手数料を除く）	役員変更1万円、事業内容変更3万円、本店移転3万円又は6万円。

（参考文献：「社会起業家のためのNPO新公益法人Q&A」三和書籍：脇坂誠也）

- (注1) 一般財団法人の場合には社員はいない。
- (注2) 一般財団法人は理事3人、監事1人、評議員3人以上。
- (注3) 一般財団法人は基金制度なし。基金とは、社員や社員以外から法人の責任財産となる財産を拠出してもらう制度。基金拠出者に返済義務を負います。
- (注4) 非営利性が徹底された法人とは
- ① 剰余金の分配を行わない旨が定款に定められていること。
  - ② 解散時の残余財産を国等や公益社団・財団等に帰属させる旨が定款で定められていること。
  - ③ ①又は②の定款の定めに違反した行為（①②及び④の要件に該当していた期間において、特定の個人または団体に特別の利益を与えることを含む）を行ったことがないこと。
  - ④ 理事及びその親族等である理事の合計数が理事総数の3分の1以下であること。  
(従って、この条件を満たすためには、理事数は最低3人以上となる。)
- ※「特別の利益」とは、  
イ、特定の個人や団体に無償又は低額での不動産の貸し付けや融資、資産の譲渡  
ロ、高額での不動産の賃借や金銭の借入、資産の譲受け

## NPO法人

収益事業	法人税課税
収益事業以外	法人税非課税

## 一般社団・財団法人

下記以外の法人	すべて法人税課税	
非営利性徹底法人	収益事業	法人税課税
共益活動目的法人	収益事業以外	法人税非課税

## 1. 法人の解散について

- ・定款では？

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を得て決定した者に譲渡するものとする。

・N P O 法第 11 条第 3 項とは？

- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 一 国又は地方公共団体
  - 二 公益社団法人又は公益財団法人
  - 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
  - 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
  - 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

※1 一般社団又は一般財団（以下「一般社団等」という）は第 11 条 3 項の団体に含まれていないため、一般社団等へ残余財産を帰属させることは不可。そこで、第 53 条を活用したい場合は、一般社団等を設立し、その後、公益認定を受けた後に、N P O 法人より残余財産を寄付する方法が考えられる。

但し、公益社団又は公益財団を目指さない場合は、上記の手法は活用できない。

※2 第 53 条を活用しないで、一般社団等へ財産を帰属させる方法としては、N P O 法人で一般社団等への移行を決議し、準備会の設立について承認を得て、一般社団等を設立し、N P O 法人から一般社団等へ財産の贈与を行う。（N P O 法人での決議（= 4 分の 3 以上の承認がほしい）が必要です）その後、N P O 法人の財産の大部分を一般社団等へ贈与し、N P O 法人は第 53 条にて解散し、県等へ残余財産は帰属することになります。

## 一般社団法人設立からNPO法人の解散までの予定

予定時期	内容
2019年6月1月総会	NPO法人の総会議案 <ul style="list-style-type: none"><li>・一般社団法人の設立について</li><li>・NPO法人から一般社団法人へ財産贈与について</li><li>・NPO法人から一般社団法人へ会員移行について</li></ul>
2019年7月頃	財産を一般社団法人へ一部贈与し、一般社団法人の設立準備会を設置
2020年1月頃	財産の大部分を一般社団法人に贈与、また、会員のほとんどを一般社団法人へ移行する。
2020年5月総会	NPO法人の解散総会※会員は役員だけ 一般社団法人の総会（事業報告・決算報告）※会員全て 残りの財産を長崎県等へ帰属